

船舶事故等調査報告書

平成24年6月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012門第36号	
事故等種類	衝突（灯標）	
発生日時	平成24年2月10日 06時26分ごろ	
発生場所	福岡県福岡市博多港 博多港中央航路第3号灯標 （概位 北緯33°38.2′ 東経130°20.7′）	
事故等調査の経過	平成24年3月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第二三徳丸、100トン 130420、丸阿産業株式会社 B バージ 第三三徳丸、1,511トン なし、丸阿産業株式会社	
乗組員等に関する情報	船長A、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	A 右舷側外板中央から船尾にかけて擦過傷 B 右舷側外板船首から船尾にかけて擦過傷 第3号灯標 灯器フード亀裂、全体に塗装剥離及び小凹損	
事故等の経過	A船は、船長ほか5人が乗り組み、バラストを張ったB船を押して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、博多港東浜ふ頭から福岡市玄界島北方の海砂採取地に向かった。 船長Aは、博多港中央航路を約5ノットの速力で西進中、甲板員との話に気を取られていたところ、平成24年2月10日06時26分ごろA船押船列の右舷側が博多港中央航路第3号灯標（以下「第3号灯標」という。）に衝突した。 A船押船列は、投錨の上、福岡海上保安部に報告して調査を受けたのち、浸水及び油漏れ等がなかったため航海を続けた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 1 海象：潮汐 上げ潮の初期	
その他の事項	喫水は、A船が船首約2.0m、船尾約4.2mであり、B船が船首約2.6m、船尾約3.0mであった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船押船列は、博多港中央航路を西進中、船長Aが、適切な見張りを行っていなかったことから、第3号灯標に接近していることに気付かず、第3号灯標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、A船押船列が、博多港中央航路を西進中、船長Aが適切な見張りを行っていなかったため、第3号灯標に衝突したことにより発	

	生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・航行中は操船に専念し、適切な見張りの妨げとなる行為を行わないこと。